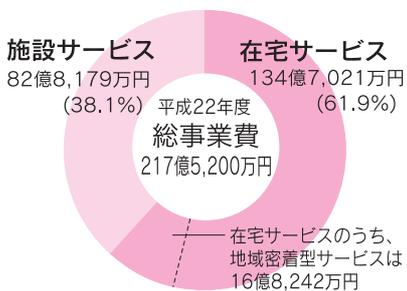


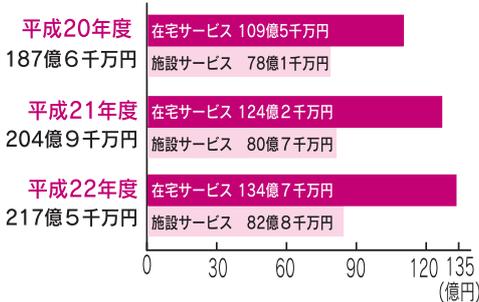
介護保険の概況

介護・高齢福祉課
☎(866)2069

①秋田市の介護サービスに使われたお金



②事業費の推移(過去3年)



秋田市の要介護・要支援認定者数は今年3月末現在で1万6千271人。市の高齢者(65歳以上)人口が約7万7千人ですから、ほぼ5人に1人が介護認定を受けていることになります。

増え続ける事業費



昨年度、秋田市で介護サービスに使われたお金は約217億5千万円で、平成21年度に比べて6・1割増えました。介護保険制度が始まった12年度の約96億円から約2・27倍に増えています。在宅サービスの費用が全体の6割を占め、ここ数年、施設サービスを上回っています(グラフ①②参照)。在宅サービスの中でもショートステイの利用が引き続き増えています。

お互いを支える「助け合い」の制度

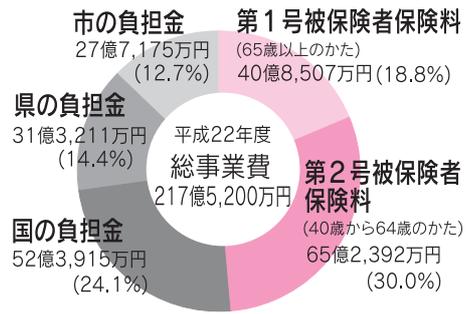
介護保険は、40歳以上の市民全員で保険料を負担し合います。現

おもな介護サービスの利用件数(平成22年度 秋田市)

サービスの種類	件数(前年比)	サービスのおもな内容
在宅サービス	訪問介護	55,527 (+903) ホームヘルパーが家庭を訪問して、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助を行います
	訪問入浴介護	2,507 (-23) 家庭を訪問して、入浴の介助を行います
	通所介護 デイサービス	49,771 (+2,419) デイサービスセンターに通所して、食事や入浴などができます
	短期入所 ショートステイ	24,564 (+1,958) 特別養護老人ホームなどに短期間入所します
	福祉用具購入費	1,311 (+106) 排せつ、入浴に使う道具などの購入費を助成します
	住宅改修費	1,138 (+181) 自宅への手すりなどの取り付けや段差解消などの改修費を支給します
	地域密着型サービス	小規模多機能型 居宅介護
認知症対応型 通所介護		1,939 (+146) 認知症の高齢者が、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けることができます
認知症対応型 共同生活		3,047 (+184) 認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けることができます
施設サービス	介護老人福祉施設	967 (+26) 特別養護老人ホームで日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
	介護老人保健施設	1,308 (-82) 老人保健施設で看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います
	介護療養型医療施設	2 (-1) 病院、診療所の療養病床などの介護保険適用部分に入所し、療養上の管理、看護などを行います

※施設サービスの件数は、1か月あたりの平均入所者数です。

③秋田市の介護サービス事業費の負担割合



介護サービスいろいろ

申請窓口 介護・高齢福祉課 ☎(866)2069
北部・西部・河辺・雄和市民サービスセンター市民生活担当

介護用品

①紙おむつ②尿取りパッド③清拭(せいしき)剤④ドライシャンプー⑤使い捨て手袋を月6,250円分まで現物支給します。支給を受けたい月の前月7日までに申請してください。

対象…「要介護4から5で、介護保険料の所得段階が1～3段階の65歳以上のかた(65歳未満の場合は市民税非課税のかた)」を自宅で介護している家族

介護慰労金

入院期間などを除き、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合、年間10万円の慰労金を支給します。サービスを利用しなかった1年が過ぎた後、3か月以内に申請してください。

対象…市民税非課税世帯の、要介護4から5の65歳以上のかたを自宅で介護している家族

住宅改修費

現在住んでいる(住民票に書いてある)住宅に、①手すりの取り付け②段差の解消③滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更④引き戸などへの扉の取り替え⑤洋式便器などへの便器の取り替え工事を行った場合、同一住宅(対象者)につき20万円を限度に改修費の9割を支給します。

対象…要介護(要支援)認定を受けているかた
事前審査…事前審査がありますので、工事前にケアマネジャーか介護・高齢福祉課へご相談ください

特定福祉用具の購入費

県の指定を受けている福祉用具販売事業者から、①腰掛便座②特殊尿器③入浴補助用具④移動用リフトのつり具の部分⑤簡易浴槽を購入した場合、年10万円を限度に購入費の9割を支給します。

対象…要介護(要支援)認定を受けて在宅で生活しているかた

申請に必要なもの…購入した用具のパンフレットと領収書をお持ちください



スタッフとのふれあいも楽しみの一つ(新屋の小規模多機能型居宅介護事業所「まめでらハウス」で)

険を運営していく大きな支えになっています。

介護保険料の納付方法を ご確認ください

介護保険料の滞納が続くと、介護サービスを利用する時、自己負担が本来の1割でなく3割になる場合があります。これは滞納がなにかたとの負担の公平をはかるためのルールですが、滞納のため3割負担になるかたは年々増えています。
保険料が年金からの引き落とし(特別徴収)のかたでも、次のような場合は一時的に金融機関などで

の窓口納付(普通徴収)になります。
●年間の保険料が減額になった
●年金が一時差し止めになった
●年度の途中で、65歳になった
他市町村から転入した など
高齢者のかたは納付方法が特別徴収から普通徴収に変わったことに気づかず、納め忘れる場合があります。ご家族のかたも保険料の納付方法を確認しておきましょう。
口座振替のご利用を
普通徴収のかたは、納付の手間が省け、納め忘れがない口座振替が便利です。金融機関の窓口へ納入通知書、預貯金通帳と印鑑を持ってお申し込みください。



相談ごとは何んでも 地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな面からサポートする総合相談窓口です。介護のこと、健康の不安、老後の生活、福祉の制度に関することなど、センターがどんな相談もお受けします。市が実施する高齢者福祉サービス(配食サービスなど)の申請手続きのお手伝いもしています。詳しくは、広報あきた9月16日号4・5ページをご覧ください。なるか、介護・高齢福祉課へ。

☎(866)2095